



ジャパン石油製品 アセスメントメソドロジー

2015年7月29日更新

価格評価方法の適切性

リム情報開発株式会社（以下「当社」とする）が、レポート上で公開するすべての価格評価の目的は、エネルギー業界の関係各社に対して商談が成立可能な水準を示すことで、透明性の高い、より適正な価格での取引を進められるようにすることにある。当該目的を達成するため、当社は以下に記載する「価格評価の一般原則」およびレポート毎の価格評価方法を定めている。当社は当該目的を達成するために必要と判断するすべての基準と手続を「価格評価の一般原則」およびレポート毎の「価格評価の原則」に含めており、これを遵守して価格評価を実施することから、当社の価格評価方法は適切であると判断している。

第1章 価格評価の一般原則

第1条（価格評価の目的）

当社が実施し、レポート上で公開するすべての価格評価の目的は、エネルギー業界の関係各社に対して商談が成立可能な水準を示すことで、透明性の高い、より適正な価格での取引を進められるようにすることにある。

第2条（価格評価の実施）

第1条に定めた目的を達成するため、当社は「価格評価の一般原則」およびレポート毎の価格評価方法（以下「アセスメントメソドロジー」とする）内に以下の項目を定め、これらに従って価格評価を実施する。

- 価格評価対象となる取引
- 価格評価対象となる対象時間取引
- 評価の優先順位
- 取材先の選定
- 取材方法
- スーパーバイザーによるレビュー態勢
- 市場情報の信頼性および充分性
- 価格評価の整合性および一貫性を保持するための方策
- 価格評価対象から除外される取引
- アセスメントメソドロジーの定期的な見直しおよび変更プロセス
- 価格評価の変更および訂正
- 受渡数量基準
- 特定の数量単位（バレル等）が用いられる理由

第3条（価格評価対象となる取引）

各インデックスにおいて、もっとも流動性がある数量、期間、地域を価格評価の対象とする。価格評価の対象とする取引の詳細については、その対象となる数値数量、参考として考慮される市場情報、価格評価に用いられる「リムトレーディングボード」内の情報、および取引所等の特定市場情報とあわせてレポート毎のアセスメントメソドロジー内に記載することとする。

第4条（価格評価対象となる対象時間取引）

各インデックスにおいて、日本を含むアジア時間における取引のうち最も有効かつ利便性があると当社が判断する時間を価格評価の対象時間とする。詳細については、レポート毎のアセスメントメソドロジー内に記載することとする。

第5条（価格評価の優先順位）

各インデックスにおいて、相対取引、他の取引市場での成約価格、買唱え、売唱えのうち、価格評価のために採用する市場情報、および採用する市場情報が複数存在する場合の優先順位を定める。詳細については、レポート毎のアセスメントメソドロジー内に記載することとする。

第6条（取材先の選定）

市場情報の収集にあたり、売り手、買い手に偏りがないように、取扱量の多さ、市場に与える影響力等を鑑みて選出した複数のメジャー、産油会社、産ガス会社、石油会社、トレーダー、商社、ディーラー、需要家等に取材を実施することとする。

各レポートチームは、取材先の地域性および取材先から取得した情報の種類について偏りがないか検討することとする。取材先の地域性や情報の種類に偏向性を認識した場合には、取材担当者とチームリーダーで取材先からの除外を検討する。検討の結果、取材先から除外すべきであると判断された場合には、社長の承認を得た上で取材先から除外する。

第7条（取材方法）

中立性、公正性の観点から適切な資質および技術を有していると当社が判断する取材担当者が、電話を主体に電子メール、チャット等を駆使して取材を行うこととする。取材先担当者の信頼性を確保するために、原則として取材先の会社へ直接電話することにより、当該担当者が在籍していることを確認することとする。

第8条（スーパーバイザーの設置および役割）

各レポートに対して、2名以上のスーパーバイザーを設置する。レポート公表前に、各レポートに設置されたスーパーバイザーのうち少なくとも1名が、価格評価がアセスメントメソドロジーに遵守して行われており、整合性および一貫性が保持されているかという観

点からレビューを実施することとする。

レビュー実施後は、スーパーバイザーからレポートチームメンバーに電子メールで送信したレビュー証跡を、各レポートチームの共有フォルダー内に保管することとする。

第9条（スーパーバイザーの選定）

社長以外の者をスーパーバイザーとして設置する場合は、原則として所属するレポートチーム以外から、価格評価対象商品および市場について十分な経験および知識を有したものを、取締役会の承認を得た上で選定することとする。

第10条（スーパーバイザーによるレビュー品質の維持）

スーパーバイザーによるレビューの品質が適切に保たれていることを確認するため、社長以外の者がスーパーバイザーとしてレビューを実施したレポートについては、必要に応じて社長によるスポットチェックを行うこととする。スポットチェック実施後は、社長が署名したスポットチェック証跡をPDF化し、社長のPCフォルダー内に保管することとする。

第11条（価格評価の整合性および一貫性の保持）

価格評価の担当者間での価格評価結果の整合性および一貫性を保持するため、スーパーバイザーによるレビューの他、価格評価シミュレーションを定期的実施することとする。

第12条（市場情報の信頼性および充分性）

各価格評価の担当者は、取材先より取得した市場情報が関連当事者との取引に関する情報、恣意的な情報その他異常な情報でないかを当該取材先および他の複数の取材先に確認し、必要に応じて精査することとする。関連当事者との取引情報や恣意的な情報等の異常な市場情報が検出された場合には、追加取材により裏付けをとることで価格評価に採用する市場情報から除外するか否かを判断することとする。また、重大な事項については速やかにスーパーバイザーおよび社長に報告することとする。これらのうち重要な専門家判断は、各レポートチームの取材メモ、アセスメント経緯シート等に記録することとする。情報提供者から提供された市場情報が恣意的なものでないことを確認する必要がある場合は、必要に応じて情報提供者のバックオフィスから情報を得ることを検討することとする。

一部の流動性の低い市場においては、価格評価に使用する市場情報が単一の取材先からのみ得られる場合がある。そのような場合においても、本アセスメントメソドロジーに定める手続により当該市場情報が価格評価のために採用可能であるかどうかを判断することとし、当該市場情報が単一の取材先からのみ得られている事実をもって、価格評価に採用する市場情報から除外すべきであるとは判断しないものとする。

情報提供者に対しては、アセスメントメソドロジーをWEB上に公開し、また協力を要請

することで、当社が定める価格評価方法上の条件を満たすすべての市場情報が提供されるものと期待している。

第13条（アセスメントメソドロジーの公開）

取締役会により承認されたアセスメントメソドロジーは、当社のWEB上にアップロードし、外部取引先、情報提供者、購読者等が入手可能な状態で管理することとする。

第14条（アセスメントメソドロジーの定期的な見直し）

アセスメントメソドロジーは年1回（毎年10月開催の取締役会時）、および商品市場に重大な変更があった場合に見直しを実施する。見直しの結果、必要であると認められた場合においてはアセスメントメソドロジーの変更を検討することとする。アセスメントメソドロジーの見直しを実施するにあたっては、外部取引先、購読者など有識者から聞き取った意見を参考にする。

第15条（アセスメントメソドロジーの変更）

価格評価方法に影響を与えるアセスメントメソドロジーの変更が必要と判断された場合、関連するレポートチーム内で十分に議論した上で変更点を稟議事項とし、役員承認を得ることとする。役員による変更点の承認後、アセスメントメソドロジー変更の原則として1カ月前、少なくとも2週間前までに、アセスメントメソドロジー変更を実施する旨、および変更日を各レポート上で告知することとする。

役員による変更点の承認後、当該変更点を反映したアセスメントメソドロジーを変更日までに取締役会において承認するものとする。

価格評価方法に影響を与えるアセスメントメソドロジーの変更にあたっては、外部取引先、購読者などの利害関係者から変更内容に関する質問を受け付けることとする。当該質問およびこれに対する当社の回答については原則としてレポートまたはWEB上で公開することとするが、利害関係者が非公開を希望する場合、その他利害関係者との信頼関係を保持するために必要であると当社が判断する場合は非公開とする。

価格評価方法に影響を与えないアセスメントメソドロジーの訂正については、役員による承認を受けた後に、レポート上で訂正に関する告知を行い、速やかに訂正を反映する。

第16条（評価価格の変更および訂正）

レポート上で公開した評価価格については、公開後に変更を実施しないこととする。ただし、誤字、脱字、タイプミスによる訂正は除く。

第2章 ジャパン石油製品における価格評価の原則

受渡形態と受渡ポイントと価格評価地域：

製油所および二次基地出しバージ取りの EX パイプ取引を価格評価の基準とする。二次基地出しの場合、出荷地の明記が望ましい。持ち届け取引は価格評価において参考とする。その場合、EX パイプ価格への引き戻しは実勢運賃を用いる。

リムで価格評価する受渡地域は、京浜湾岸、西日本（和歌山を含む大阪湾岸の阪神および瀬戸内以西の大分を含む大西）の 2 地域とする。地域間格差に関しては、地域独自の需給を考慮する一方で、実態から乖離した評価とならないよう留意し、実勢フレート格差を考慮した上で、実態をより反映した評価を行う。このため、成約価格、売買唱えレベルに変化がない場合でも、地域間格差の関係で評価価格が上下する場合がある。

受渡数量の対象基準：

価格評価の対象となる受渡数量は、ガソリン、中間留分および HSC 重油で 1 ロット 200kl 以上を基準とする。LSC 重油は 1,000kl 以上を基準とし、500kl 以上 1,000kl 未満の取引は参考とする。

取引数量の大小による評価価格への反映は、原則として 50%が加重平均を、残り 50%が取引成立件数を優先し、件数による平均を採用する。具体的には以下の通りとなる。

$$\text{海上リム価格} = (\text{加重平均} + \text{価格平均}) \div 2$$

受渡タイミング：

当月 25 日まで当月渡し物を価格評価の対象とし、翌営業日の 26 日から翌月渡し物に価格評価が移行する。25 日が休業日の場合、その前日が当月渡しの価格評価最終日となる。

価格評価の時間帯

当日の価格評価は、東京時間 10 時から 15 時に成立した取引の価格や取引にまつわる売買唱えを原則とする。ただし、先物市場やペーパースワップ市場の値動きが激しい昨今の状況を鑑み、同 14 時から 15 時の時間帯、またはこれに近い時間に成立した取引や提示された売買唱えをより重視する。

価格評価の優先順位

価格評価の優先順位は原則として下記3項目とする。

- (1) 成約価格
- (2) ファームな売唱えおよび買唱え
- (3) インディケーション
(売り気配、買い気配)

ただし、(1)の妥当性を吟味する上で(2)および(3)についても価格評価上、これを重視する。とくに(2)に関し数量・タイミング・受渡しポイントがはっきりしているものについては(1)に準ずる扱いとする。実勢をより忠実に反映する上で、多数の市場参加者が唱えている売買値のレンジから大きく乖離している成約価格は評価の対象から除外する。

需給要件、原油・海外製品価格変動、為替動向などは、基本的に成約価格や売買唱えに反映されているものと見做す。絶対値の評価に際しては、ペーパーズワップ取引価格も参考とする。

さらに現物フォワード(現物先渡し)取引における価格も評価の対象とするほか、東京商品取引所の石油先物取引価格も参考とする。

基本的な価格評価のあり方：

「市場参加者の多くが売買可能な価格」、すなわち「実勢相場」を導き出すため、極端な高値、安値の成約は事実であっても、「実勢相場」から大きく乖離している場合、これを除外する。価格評価を行う上で判断材料となる成約情報は下記3つが挙げられる。

- (1) 売買当事者双方から確認を得たもの
- (2) 売買当事者の何れか一方から確認を得たもの
- (3) 情報ソースとして信頼すべき複数の第三者から伝えられたもの

情報の信頼性として(1)が最も望ましいものの、種々の制約から(2)に留まるケースも多い。リムでは価格評価にあたって(1)の情報を原則とし、(2)の情報も参考とする。ただし、(3)は採用しない。また、売買当事者からの情報であっても、それが虚偽であることが判明した場合、これを採用しない。

取引数量の単位はkl、取引通貨は円とする。国内石油産業では、商習慣としてklをもとに海上取引を行っており、これに沿って単位を規定している。

価格評価の対象となる取引：

スポットベースのアウトライト取引を評価基準に置き、売買当事者から確認が得られたものを採用する。ターム取引は除外する。また、パッケージ取引、受渡地区や受渡時期のスワップ取引、さらにバーター(交換)取引は、価格評価の参考とするが、全面的に反映はしない。

産燃ユーザー向けの直需販売は、その取引の性格上、種々の要因により、スポット市況の実勢から乖離した価格で決定することも多い。このため、価格評価の参考とはするものの、全面的に評価へ反映することはしない。

市況連動取引の価格評価への反映基準：

月間平均値に連動した市況連動取引(リムリンク取引)の成約や売買唱えに関し、需給・コスト要件などに変化がない場合、プレミアムやディスカウントは原則として、その変動幅を絶対値に反映させる。

市況連動取引のプレミアムやディスカウントは、一般的に現行相場に対する強弱の現れと捉えられ、下記3項目も要素として含まれる。

- (1) 品質格差
- (2) 地域格差
- (3) マージン

(1)と(2)に関しては、一般的な相場に対する強弱材料と分けて評価する。

価格査定の基本となる月間平均は、ガソリン、灯油、軽油、A重油およびLSA重油の5油種について、以下のとおりとする。

①価格評価対象が翌月に移行する26日から受渡月の10日までは、リムで採取した当日の当該限月のペーパースワップ価格を充てる。たとえば、2014年6月渡しの場合、5月26日から6月10日まではそれぞれの日のペーパースワップ6月限価格中値を月間平均とみなし、「+200円/kl」の成約は当日のペーパースワップ価格中値に200円を加算して絶対値に換算する。

②6月11日から25日までは、1日から25日までの営業日平均(前日の価格が25日まで変わらないと仮定したうえで算出)に、26日から末日分として、リムで採取した翌月限のペーパースワップ価格中値を採用し、両者の営業日平均を査定の基本となる「月間平均」とする。

LSC重油およびHSC重油の2油種は、前日レポートの価格を月末まで変わらないものと仮定した上で推定値を出し、これを月間平均とみなす。

品質：

基本的に日本工業規格（JIS）＋業界標準規格に合致した国産品あるいは通関後の輸入品を評価対象とする。以下は油種別の評価基準と考慮する諸点。

レギュラーガソリン：オクタン価（リサーチ法、RON）：90 以上。JIS や品質確保法による標準規格（SQ）では 89 以上となっているものの、現実に流通しているレギュラーガソリンのオクタン価は 90 以上が事実上の業界標準となっている。

MTBE 含有量：ゼロ。JIS および品質確保法の双方の規定で 7%以下となっているものの、実際に流通しているレギュラーガソリンの MTBE 含有量はゼロとなっている。したがって、価格評価の対象となるレギュラーガソリンはオクタン価、MTBE 含有量の 2 点において事実上の業界標準を満たしたものとする。

灯油：カラー（色、セーボルト）に関し、JIS および品質確保法の規定値は+25 以上だが、実際的な業界標準は+30 以上となっている。このため、価格評価はカラーが+30 以上のものを対象とする。

軽油：JIS で定める 1 号および 2 号軽油を所謂、一般流通品と見做し、価格評価も 1 号および 2 号をベースとする。冬季の寒冷地用 3 号および特 3 号品は、1 号および 2 号品に品質格差（プレミアム）をつけて取引されるため、価格評価には反映させない。基本的に非課税物を価格評価の対象とし、課税物は評価の対象から除外する。

A 重油：西日本における水島出しなどのホワイト A は、一般の A 重油に対して一定の品質格差的なプレミアムが付くため、価格評価においては、そのプレミアムをそのまま反映はしない。ただ、プレミアムの上下は需給状況を示す指標的な役目があるため、価格評価における参考とする。

LSC 重油：レポート表記上は硫黄分 0.3%が価格評価の対象となっているが、0.2%および 0.4%品についても対象とする。HPP 品だけを対象とし、LPP 品は対象外とする。ユーザーの入札価格は、価格動向を指し示すものとして価格評価において参考とする。

HSC 重油：硫黄分 3.0%がレポートの表記上、評価の基準となっているものの、実際の評価においては硫黄分 2.5%までを対象とする。一方、200kl 未満の小口取引は価格評価に反映させない。ただ、そのプレミアムは需給動向を指し示してため参考とする。ユーザー向け販売価格は LSC 重油と同様の扱いとする。

リムトレーディングボード の価格評価基準：

価格評価対象となる売唱えおよび買唱え

「リムトレーディングボード」に東京時間 14 時から 15 時までに提示された売唱えおよび買唱えを価格評価の対象とする。「リムトレーディングボード」に掲示する売唱えおよび買唱えならびに成約は、電話、Eメールおよびヤフーメッセージほか、各種コミュニケーションサービスを通じて寄せられたものに加え、本紙記者の取材したものとする。

J0X の現物取引における価格評価対象

J0X スクリーン上に提示される直近受渡しを価格評価の対象とする。毎月 26 日から翌月渡しの取引に移行する。

アセスメントウィンドウ

スクリーン上に東京時間 14 時までに提示された売唱えおよび買唱えを基準とし、同 14 時 30 分までに成立した取引を価格評価の対象とする。アセスメントウィンドウ外の時間帯に提示された売唱えおよび買唱えや成約は原則として価格評価の対象としない。時間内の取引であっても、売唱えや買唱えのレンジから極端に乖離した成約や確認がとれない取引は対象としない。成約がない場合、売唱えおよび買唱えを価格評価の参考とする。

国内石油製品ペーパー Swap 価格評価：

価格評価対象の製品

レギュラーガソリン、灯油、軽油、A 重油、LSA 重油、LSC 重油、HSC 重油の 7 油種。

価格評価タイミング

3 カ月先までの 3 限月が価格評価の対象となる。3 限月の最初の月（フロント・マンス）の価格評価は、現物受渡し月の 10 日（休業の場合、繰り上げ）が最終日となり、11 日から翌月物に移行する。

例えば、2014年6月の場合、フロント・マンスとしての7月きりの価格評価は6月11日から始まり、7月10日が最終日となる。11日からフロント・マンスは8月きりに移行する。

評価要素

原則として東京時間14時から15時を価格評価のアセスメントウィンドウとする。この間にリムトレーディングボード、OTC、J0X、J0Eを含めたペーパースワップ市場で提示されたファームな売唱え、買唱えおよび成立した取引を価格評価の対象とする。